

# 国際課税のケース・スタディ

## 恒久的施設を有する非居住者が保有する特定管理株式の価値がなくなつた場合の課税関係

税理士 高山 政信

### 〔事例〕

非居住者甲（日本人）は、海外現地法人勤務を命ぜられて、現在、海外に居住しているが、親から相続した事業的な規模の不動産を保有している。いわゆる恒久的施設に該当する不動産である。甲は、親から相続した上場株式も継続して保有していたが、このたび上場廃止となつたようであるが、海外にいたため、売却の機会を逸してしまった。平成17年度税制改正で上場株式が無価値になった場合の救済策が導入されたようであるが、本件でも適用があるのか。

なお、当該株式は、株式市場の上場基準に抵触して上場廃止されたものの、今まで、会社更生法等に基づく株式の消却は行われていない。

### 〔ポイント〕

平成17年度税制改正において、特定管理株式（上場株式等）に該当しなくなつた場合の特例が創設されたので、本件について、次の項目に分けて検討する。

- 1 平成17年度税制改正の概要
- 2 制度創設の趣旨
- 3 特定管理株式の範囲
- 4 特定管理株式が株式としての価値を失つたこととされる事実
- 5 所得金額の計算

### 〔検討〕

#### 1 平成17年度税制改正の概要

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」という。）について、特定管理株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として当該特定管理株式を発行した株式会社の清算結了等の事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたこととされ、一定の方法によって計算された金額を、株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上控除されることになった（措法37の10の2）。

この特例は、平成17年4月1日以後特定口座内保管上場株式等につき、上場株式等に該当しないこととなった場合について適用される。

#### 2 制度創設の趣旨

個人の有する株式が無価値化した場合の損失は、所得の処分に当たるという考え方から、通常、税制上の損失として取り扱わないとされている。そして、上場廃止となる場合に証券取引所が設定する一定の売却可能期間に譲渡することにより無価値化による損失の発生を回避し、譲渡損失を実現させ譲渡益から控除することが可能と考えられているが、一般の個人投資家は、株式市場の情報を常に網羅的に把握しているわけではなく、場合によっては、譲渡損失の実現の機会を逃す場合もある。

本特例指出，恒久的雕塑艺术对于非物质价值而言  
不如它通过功用而有力；本件即属于后者。上端表现山  
君王之怒，下部表现其父之爱（特洛伊木马）。  
此君王之怒，是为父王之怒，即父王之怒。  
上部表现其父之爱，即父王之爱。

629 9

5 計算の金額得所

本教材共分三部分：第一部分为“基础营养学”，第二部分为“临床营养学”，第三部分为“特殊人群的营养”。教材内容包括营养素的生理功能、食物营养价值评价、能量与蛋白质的需要量、碳水化合物、脂类、维生素、矿物质、水和膳食纤维的需要量及生理作用、各种营养素的代谢、营养与慢性病、营养与生殖、营养与治疗等。教材还介绍了营养调查与评价、营养咨询与指导、营养与食品卫生、营养与健康促进等方面的知识。

本特集將試論社會力質與保險法的特別危險問題。關於此點，請參照前文。

二、特定期式会社法：（1）施行規則式の全部を離  
猿文書規則及び（2）委託のため民事事件に規定  
する文書用紙の決定を受けた後、当該用紙が文

有子要生對面認可的決定才要付上。當鑑賞如是

、特定期数会社力を子の銀行所持式の全部を無  
償で消却するに之を能ひたる社員に決議規定

□ 特定案件或会計力/職能專責團體的決策需要進行  
別當算力輸入於此之外，通常清算又以特  
清算法輸入於此之外，通常清算又以特

从图 2(2)可知，特征算子矩阵为零矩阵时，即特征向量为零向量时， $\hat{A}$  为对角矩阵，其对角线元素为  $\lambda_1, \lambda_2, \dots, \lambda_n$ ，因此  $\hat{A}^{-1}$  不存在。为了使  $\hat{A}^{-1}$  存在，必须使  $\hat{A}$  为非零矩阵。

特征矩阵乘法操作比直接求逆矩阵要快。在图 8-11 中，展示了利用特征矩阵乘法求解线性方程组的流程。

卷之二十一

4 特定管理機械式力螺旋式 L T の価値

3 特定管理機会の範囲